

令和3年10月14日

オリンピック・パラリンピック推進課

東京2020大会の無観客開催等による区実施事業への影響について

1 東京2020大会の無観客開催について

(1) オリンピック

令和3年7月8日開催の五者協議により、日本政府による緊急事態宣言を受け、人流を抑制するとともに感染拡大の防止等に向けたより厳しい措置として、無観客とすることとした。(緊急事態措置が講じられていない区域の一部では有観客で開催)

(2) パラリンピック

令和3年8月16日開催の四者協議により、東京都、埼玉県、千葉県に緊急事態宣言が発出され、静岡県が緊急事態宣言発出の要請をしている状況と感染状況を踏まえ、全ての競技についてより厳しい措置として、無観客とすることとした。

2 区実施事業への主な影響

(1) 中止となった事業

- 観戦チケットを活用した事業
- 観光推進事業（観光案内所の開設）
- 学校連携観戦プログラム

(2) 一部内容を変更して実施した事業

- オリンピック・パラリンピック聖火リレー
- 競技会場周辺における路上喫煙対策